

答 申 書

答申第 1 2 号（諮問第 1 2 号）

令和 7 年 3 月 1 9 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和 6 年 7 月 5 日付け井発第 1 9 2 5 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 2 月 8 日付け井発第 7 1 5 1 号により、井川町
長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

固定資産評価員の設置に関する規定が、「税条例」と「固定資産評価員の設置等に関する条例」とで整合せず、もし設置しないのであれば、税条例においてその旨を明定し、評価員の設置等に関する条例の当該規定を削除するように、是正されるべきであると主張している。また、決定期間が延長されたことについても不適正であると主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、固定資産評価審査委員会条例に基づく、以下の直近のもの

①固定資産評価員又は同評価員の職務を行うものに係る任命辞令

②固定資産評価補助員に係る任命辞令

③「①」の議会上程資料

④「①」及び「②」に係る（仮称）「固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する規則又は訓令」

の公文書公開請求に対して、②については存在するため公開し、その他の公文書については、存在しない理由を付して、非公開決定処分をしたものである。

これに対して審査請求人は、固定資産評価員の設置に関する規定が、「税条例」と「固定資産評価員の設置等に関する条例」とで整合せず、もし設置しないのであれば、税条例においてその旨を明定し、評価員の設置等に関する条例の当該規定を削除するように、是正されるべきであると主張している。また、決定期間が延長されたことについても不適正であると主張している。

決定期間が延長されたのは、令和5年12月20日から令和6年1月4日の決定期間の大半が12月29日から翌1月3日の閉庁日に当たり、実質検索できるのが6日程度しかなく、公開決定事務を行うことが困難であった為である。また期間延長通知書の送付についても、決定した翌日に発出している為、速やかに通知していると言える。よって、本決定期間の延長は適正であると考ええる。

この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

固定資産評価審査委員会条例に基づく、以下の直近のもの

①固定資産評価員又は同評価員の職務を行うものに係る任命辞令

②固定資産評価補助員に係る任命辞令

③「①」の議会上程資料

④「①」及び「②」に係る（仮称）「固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する規則又は訓令」

の公文書公開請求に対して、②については存在するため公開し、その他の公文書については、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

なお、決定期間が年末年始に当たることを理由とした決定期間の延長及び期間延長通知書の送付時期については、違法又は不当な点はないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年2月8日付け井発第7151号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年7月5日	諮問の受理（諮問第12号）
②	令和7年1月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年3月19日	答申案の審議
④	令和7年3月19日	答申

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士